

短期入所生活介護 介護予防短期入所生活介護 重要事項説明書

【令和8年8月1日改訂】

社会福祉法人 青い森
介護老人福祉施設 ことよりテラス

重要事項説明書

あなたに対する介護福祉施設短期入所生活介護サービス提供にあたり、介護保険法に関する厚生省令 40 条号 5 条に基づいて、当事業者があなたに説明すべき事項は次のとおりです。

1 短期入所生活介護および介護予防短期生活介護 ことよりテラスの概要

(1) 事業者

事業者の名称	社会福祉法人 青い森
法人所在地	〒349-1133 埼玉県加須市琴寄 270-3
法人種別	社会福祉法人
代表者氏名	理事長 三浦 由希子

(2) ご利用施設

施設名称	社会福祉法人 青い森 介護老人福祉施設 ことよりテラス
所在地	埼玉県加須市琴寄 270-3
事業種別	指定短期入所生活介護事業 及び 介護予防短期入所生活介護事業 ことよりテラス 定員 5 名 (空床型)
指定年月日	平成 30 年 3 月 1 日
介護保険事業者指定番号	1173801323
施設長名	工藤 美賀子
電話番号	0480 (53) 6759
ファクシミリ番号	0480 (53) 6769

(3) ご利用施設であわせて実施する事業

事業の種類	埼玉県知事の事業者指定		利用定員
	指定年月日	介護保険事業者指定番号	
介護老人福祉施設	平成 30 年 3 月 1 日	1173801323	100 人

(4) 事業の目的と理念

事業の目的	・事業の実施に当たっては、入所者の意思及び人格を尊重して、常に入所者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。 ・従事者は、入所者が可能な限り居宅における生活への復帰ができることを念頭にその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう入浴、排泄、食事等の介護、相談援助、社会生活上の便宜の供与、その他日常生活上の世話、機能訓練及び療養上の世話をを行うこととする。 ・事業の実施に当たっては、地域や家庭との結びつきを重視し、関係市町村、居宅介護支援事業者及び他の居宅サービス事業者並びにその他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供を努めるものとする。
施設理念	■すべての人の尊厳を守り、人権を尊重いたします。 ■利用者本位の良質な介護サービスを提供いたします。 ■自己啓発と相互研鑽に励み人間性と専門性を高めることで、信頼される施設を築き、地域福祉に貢献いたします。 ■「私を叶える」 ■入居者の入居後の生活が、ひとりひとりの歩幅で居宅の暮らしの継続を叶えられるようにいたします。従事者は入居者の支援を通して介護への思いを叶えます。

(5) 施設の設備の概要

定 員……100 名	浴 室……一般浴槽 特殊浴槽	静養室……1 室	医務室……1 室
ユニット個室…… 100 室	機能回復訓練室…… 1 室	相談室……2 室	会議室……2 室

(6) 施設の職員体制（令和 8 年 8 月 1 日現在）

職 種	業務内容	基準人員数	職員数
管理者（施設長）	管理者は理事長の命を受け、職員を指揮監督して施設の業務を統括し、運営管理に万全を期す。	1 名	1 名
医師（嘱託）	・入居者の病状把握及び診察業務に関すること ・施設療養全般に関すること ・入居者等の健康管理及び療養上の指導に関すること	1 名	1 名
介護支援専門員	・介護サービス計画の作成に関すること ・施設処遇のモニタリングに関すること ・家族や地域全般との調整に関すること	1 名	1 名
看護職員	・医師の指導に従い入居者等に必要な医療措置を講ずること	3 名	(常勤換算で) 5.147 名
介護職員	・入居者等の保健衛生に関すること ・入居者の日常生活介護に関すること	34 名	(常勤換算で) 38.23 名
機能訓練指導員	機能訓練に関すること	1 名	1 名
管理栄養士又は 栄養士	・栄養ケアマネジメント計画の作成に関すること ・給食の献立及び給食記録の作成に関すること ・調理及び配膳に関すること ・給食に関する事務	1 名	1 名
歯科衛生士	口腔ケアに関すること		
生活相談員	・療養上の相談に関すること ・市町村との連絡調整に関すること	1 名	1 名
事務員	・一般庶務及びほかに関与しない事務等 ・会計経理に関すること		2 名

当施設の看護及び介護職員は、必要に応じて下記の時間帯において勤務を遂行いたします。尚、職員数により変動することがございます。

・看護職員

早 番	8:00～17:00	1 人
日 勤	9:00～18:00	3 人
遅 番	10:00～19:00	1 人

・介護職員

早 番	7:00～16:00	10 人
日 勤	9:00～18:00	10 人
遅 番	13:00～22:00	10 人
夜 勤	22:00～ 7:00	5 人

2 サービス内容

①施設サービス計画の立案

②食事；朝食 8 時～10 時、昼食 12 時～14 時、夕食 18 時～20 時
；ご本人様の状況を見てお食事をして頂いています。

③入浴

④生活全般の介護サービス

⑤機能訓練

⑥生活相談サービス

⑦緊急時の対応

体調の変化等、緊急の場合は嘱託医への連絡等必要な緊急措置を行うとともに家族等の緊急連絡先に連絡します。

⑧安全管理

防災、避難訓練等設備を含め安全面に常時配慮しています。居室のカテンご持参される場合は、防災カテンをお願いします。

⑨嗜好品の提供

当施設では、通常のメニューのほかに個人の嗜好に関わる特別な食事も用意しております。詳しくは職員にお尋ねください。料金は別途追加料金がかかります。

⑩所持品等の保管

特別な事情がある所持品等についてはお預かりいたします。ただし、預けることのできる所持品等の種類や量等に制限があります。詳しくは、職員にお尋ねください。

⑪レクリエーション

当施設では、日々のクラブ活動のほか、種々の行事が行われます。行事によっては、別途参加費がかかるものもございます。詳しくは、その都度ご説明のうえご承諾をいただきます。

⑫その他のサービス

介護保険以外のサービスについてはご相談ください。サービスの内容によっては別途料金がかかります。

⑬利用中の医療の提供

医療を必要とされる場合、御契約者の希望により、下記協力医療機関において優先的な診察、入院治療を受けることができます。

医療機関名	医療法人社団 彩優会 栗橋病院
所在地	〒349-1105 埼玉県久喜市小右衛門 714-6 TEL0480(53)8686
医療機関名	医療法人社団 埼玉巨樹の会 新久喜総合病院
所在地	〒346-8560 埼玉県久喜市上早見 418-1 TEL0480(26)0033
医療機関名	たかは歯科医院
所在地	羽生市上新郷 5708-6 TEL048(577)7811

3 利用料

①法定給付に関わる利用料

施設介護サービス費に対する利用料は、厚生労働省の定める基準に従うものとします。介護保険からの給付サービスを利用する場合は、ご利用者の所得に応じて 1 割・2 割若しくは 3 割の利用者負担、残りが保険給付となります。請求金額は実際の費用総額の 1 割・2 割・3 割の金額です。

基本料金（1日あたりの金額）

※1 単位=10.27 円（6 級地）

介護区分	介護サービス費	自己負担額（1 割負担）	自己負担額（2 割負担）	自己負担額（3 割負担）
要支援 1	5,278 円（514 単位）	527 円	1,055 円	1,583 円
要支援 2	6,552 円（638 単位）	655 円	1,310 円	1,965 円
要介護 1	7,024 円（684 単位）	702 円	1,404 円	2,107 円
要介護 2	7,712 円（751 単位）	771 円	1,542 円	2,313 円
要介護 3	8,462 円（824 単位）	846 円	1,692 円	2,538 円
要介護 4	9,160 円（892 単位）	916 円	1,832 円	2,748 円
要介護 5	9,848 円（959 単位）	984 円	1,969 円	2,954 円

②加算料金等（該当する項目のみ頂きます）

※1 単位=10.27 円（6 級地）

加算項目	内容等	単位数	自己負担額（1 割）日額	自己負担額（1 割）月額
初期加算・30 日を超える病院又は、診療所への入院後に再入所した場合は、初期加算が算定されます。	入所後 30 日間算定	30	30 円	
看護体制加算（Ⅰ）ロ	入所定員が 51 名以上であり、常勤の看護師を 1 名以上配置	4	4 円	
看護体制加算（Ⅱ）ロ	定員が 51 名以上、看護職員数が常勤換算で 25 又は端数を増すごとに 1 以上かつ看護職員数に 1 を加えた数以上	8	8 円	
夜勤職員配置加算（Ⅱ）ロ	夜勤職員の配置（2 ユニットごと 1 名+0.9+見守り機器 10%）	18	18 円	
協力医療機関連携加算	① 入所者が急変した場合、医師・看護師が協力して相談対応を行う体制が確保している事 ② 高齢者施設からの診療の求めがあった場合等において、診療を行う体制を確保している事 ③ 入所者等の病状は急変した場合において、入院を要すると認められた入所者等の入院を原則として受け入れる体制を確保している事	80	80 円	
退所時情報提供加算	入居者が医療機関へ退所した際、生活支援上の留意点の情報提供を行うことを評価する新たな加算を創設する。	250	250 円	
高齢者施設等感染対策向上加算Ⅰ	新感染症の発生時等の対応を行う体制を確保している事 協力医療機関等との間で新興感染症以外の一般的な感染症の発生時等の対応を取り決めると共に、感染症の発生時等に協力医療機関等と連携し適切に対応している事 診療報酬における感染対策向上加算又は外来感染対策向上加算に係る届出を行った医療機関又は地域の医師会が定期的に行う院内感染対策に関する研修又は訓練に 1 年に 1 回以上参加している事	10	10 円	
高齢者施設等感染対策向上加算Ⅱ	診療報酬における感染対策向上加算に係る届出を行った医療機関から、3 年に 1 度以上施設内にて感染者が発生した場合の感染制御等に係る実地指導を受けている事	5	5 円	
新興感染症等施設療養費	入居者等が別に厚生労働大臣が定める感染症に感染した場合に相談対応、診療、入院調整等を行う医療機関等を行う医療機関を確保し、かつ、当該感染症に感	240/日	240 円	

	染した入所者に対し、適切な感染対策を行った上で該当する介護サービスを行った上で、該当する介護サービスを行った場合に、1月に1回、連続する5日を限度として算定する。 ・現時点において指定されている感染症はない。			
業務継続計画未実施減算	感染所や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施する為の、および非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定する事・未実施の場合に減算	3/100 減算	所定単位数の3/100 減算	
高齢者虐待防止の推進①	高齢者虐待防止措置未実施減算	1/100 減算	所定単位数の1/100 減算	
認知症対応型共同生活介護、介護保険施設における平時からの認知症の行動・心理症状の予防、早期対応の推進 認知症推進加算（Ⅰ）	認知症の行動・心理症状（BPSD）の発見を未然に防ぐため、あるいは出現時に早期に対応するための平時からの取組を推進する観点から、新たな加算を設ける。	150 単位/月	150 単位/月	
認知症推進加算（Ⅱ）	認知症の行動・心理症状（BPSD）の発見を未然に防ぐため、あるいは出現時に早期に対応するための平時からの取組を推進する観点から、新たな加算を設ける。	120 単位/月	120 単位/月	
安全管理体制未実施減算（経過措置6ヵ月）	事故の発生また再発を防止するための措置の未実施	-5	-5 円	
安全対策体制加算（入所時に加算）	外部の研修を受けた担当者の配置、安全部門の設置及び体制	20		205 円
日常生活継続支援加算	入居者の介護度、自立度、経管栄養の利用の割合、及び介護福祉士の割合が一定以上	46	47 円	
個別機能訓練加算（Ⅰ）	機能訓練計画に基づいた機能訓練	12	12 円	
個別機能訓練加算（Ⅱ）	機能訓練計画の内容等の情報を厚生労働省へ提出	20	20 円	
認知症専門ケア加算（Ⅰ）	利用者の自立度Ⅲ以上が5割を占め、認知症介護実践リーダー研修修了者を配置	3	3 円	
認知症専門ケア加算（Ⅱ）	（Ⅰ）を満たし、認知症介護指導者を1名配置、研修計画及び実施をすること	4	4 円	
入院または外泊加算	1ヵ月に6日間まで	246	252 円	
栄養マネジメントの未実施減算（経過措置3年）	栄養ケア計画に基づいた栄養管理の未実施	-14	-14 円	
栄養マネジメント強化加算	管理栄養士を配置し栄養管理を計画的に実施	11	11 円	
療養食加算（1食）	医師の指示のもと疾病に応じた療養食の提供	6	6 円	
経口移行加算	医師の指導に基づき経口での食事に移行する計画を実施	28	28 円	
経口維持加算（Ⅰ）	経口摂取入所者の内、誤嚥があると認定しうる入所者に関して経口維持計画を作成し管理する	400		410 円
経口維持加算（Ⅱ）	（Ⅰ）を算定し、会議に歯科医師等が参加した場合	100		102 円
口腔衛生管理加算（Ⅰ）	歯科衛生士が口腔衛生の管理を行う	90		92 円
口腔衛生管理加算（Ⅱ）	（Ⅰ）に加え計画の情報を厚生労働省に提出する	110		112 円
ADL維持等加算（Ⅰ）	利用開始→6ヶ月目においてADL値を控除し厚生労働省へ報告、平均した値が1以上	30		30 円
ADL維持等加算（Ⅱ）	利用開始→6ヶ月目においてADL値を控除し厚生労働省へ報告、平均した値が2以上	60		61 円
自立支援促進加算	医師が入所者ごとに自立支援のために特に必要な医学的評価を行う	300		308 円
科学的介護推進体制加算（Ⅰ）	入所者の心身の状況等に係る基本的な情報を厚生労働省に提出	40		41 円
科学的介護推進体制加算（Ⅱ）	（Ⅰ）の情報に加えて疾病の状況も提出	50		51 円
排せつ支援加算（Ⅰ）	状態について医師等が評価し6ヵ月に1度厚生労働省に提出、及び支援計画作成	10		10 円

排せつ支援加算（Ⅱ）	（Ⅰ）について改善及び悪化がない	15		15 円
排せつ支援加算（Ⅲ）	（Ⅱ）かつおむつ使用無に改善している	20		20 円
生活機能向上連携加算（Ⅰ）	リハビリテーションを実施している施設の医師等から助言を受けた上で機能訓練指導員が計画を立てる	100		102 円
生活機能向上連携加算（Ⅱ）	リハビリテーションを実施している施設の医師等が訪問して行う	200		205 円
サービス提供体制強化加算（Ⅰ）	介護職員における体制により加算	22		22 円
サービス提供体制強化加算（Ⅱ）		18		18 円
サービス提供体制強化加算（Ⅲ）		6		6 円
生産性向上推進体制加算（Ⅱ）		10		10 円
褥瘡マネジメント加算（Ⅰ）	褥瘡の発生と関連するリスクについて少なくとも3ヶ月に1回評価、厚生労働省へ提出	3		3 円
褥瘡マネジメント加算（Ⅱ）	（Ⅰ）に係る基準を満たし、結果褥瘡が発生するリスクがある入所者に褥瘡の発生がないこと	13		13 円
新型コロナウイルス感染症に対応するための特例（令和3年9月30日までの上乗せ分）	基本報酬の合計単位数に0.1%を乗じた単位数			
介護職員等特定処遇改善加算（Ⅱ）ロ	算定した加算の合計単位数に、17.2 % を乗じたものを加算			

※加算料金に関して、自負担月額料金は、別紙にて記載しています。

※実際の利用料金は、費用計算の際に端数処理のためにわずかにことなる場合があります。

※職員の体制により変動する場合があります。

③居住費・食費

	居住費	食費
ユニット型個室	2,100 円～2,300 円/日	2,000 円/日 (朝食 600 円・昼食 600 円・おやつ 100 円・夕食 700 円)

※負担限度額減額認定証の発行を受けている方は、記載されている居住費・食費の額となります。

④運営基準（厚労省令）で定められたその他の費用

区分	金額	説明
日用品費	200 円/日	歯磨き粉・口腔用スポンジブラシ・入れ歯用歯ブラシ・入れ歯用洗剤・コーヒー・紅茶・砂糖・クリーミー・保湿剤（ローション）・化粧水・居室用芳香剤・リンス ※特別な素材や個人の嗜好による日用品をご希望の場合、またご利用者様やご家族様が選択により利用される場合は、各自でご用意願います。
コピー代	白黒 10 円 カラー 30 円	記録物等のコピー代です。
証明書代	500 円/枚	印刷代です。
写真代	100 円/枚	印刷代です。
電気代	30 円/日	テレビ・パソコン・電気毛布・アンカ・空気清浄機他
嗜好品（栄養補助食品）	30 円～/個	栄養補助食品等の実費を頂きます。
その他	実費	理美容費・クラブ活動費・レクリエーション費・衣類お直し代・福祉用具加工費・クリーニング代

⑤送迎範囲

久喜市、加須市、幸手市の地域といたします。

⑥キャンセル料

利用開始前にお客様のご利用者にご都合でサービスを中止する場合、下記のキャンセル料がかかります。

*入所日の前日までにご連絡をいただいた場合……無料

*入所日の前日までにご連絡がなかった場合 ……5,000 円

4 利用料金のお支払方法

費用は1ヶ月ごとに計算し、毎月10日に前月御利用分の請求書を発行いたしますので、当月28日までにいずれかの方法でお支払いください。ただし、退居される場合は、退居日までの分をその都度請求いたしますので15日以内にお支払いください。

ア、下記指定口座への振込（恐れ入りますが振込手数料はご負担下さい）

埼玉りそな銀行 幸手支店 普通預金4307773

（口座名） 社会福祉法人 青い森

介護老人福祉施設 ことよりテラス

理事長 三浦 由希子

イ、ご指定の口座より自動引落し（事前手続き必要）

※介護保険関係法令の改正等により料金に変更になる場合は、事前にご説明をし、ご承諾をいただきます。

5 その他

- (1)長期にわたり、短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護を利用される方には、ご希望により小額の現金をお預かりし、日常生活に必要な物品の購入等の支払いを代行することができます。
- (2)オムツ（布製）は当施設で用意しますが、普段ご家庭で用いているオムツを持参してご利用にもなれます。希望の際は相談窓口にお申し出下さい。

6 緊急時の対応方法

サービス提供により事故が発生した場合は速やかに市町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。またサービスの提供により、賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに損害賠償いたします。尚、事業者は下記の損害賠償保険会社に加入しています。

損害保険ジャパン日本興亜㈱

またご利用者に容体の変化等があった場合は、医師に連絡する等必要な処置を講ずるほか、ご家族の方に速やかに連絡いたします。

①	氏名（続柄）	()
	住所	
	電話番号	
	勤務先名	
	電話番号	

②	氏名（続柄）	()
	住所	
	電話番号	
	勤務先名	
	電話番号	

7 身体拘束の対応

原則として利用者に対して身体拘束を行いません。ただし自傷他害等のおそれがある場合等、利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことが考えられるときは、利用者および家族に対して説明し同意を得たうえで、必要最小限の範囲内で行うことがあります。その場合は身体拘束を行った日時、理由及び態様等について記録を行います。別邸 暁は、身体拘束をなくしていくための取組みを積極的に行います。

8 個人情報の保護

当施設の職員は業務上知り得た入居者又はご家族に関する秘密を正当な理由なく第三者に開示しません。この守秘義務は雇用契約終了後も同様とします。ただし介護保険サービスの為の市町村、居宅介護支援事業者、その他の介護保険事業者等への情報提供、あるいは医療機関への療養状況を提供する場合には、当施設は入所者およびご家族から予め同意を得たうえで行うこととします。また利用者及びその家族等の個人情報について、「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が作成した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し、適切な取扱いに努めます。

9 施設利用にあたっての留意事項

食事	栄養管理を施した食事を提供します。食べ物の持ち込みは、健康管理及び感染予防上、原則禁止とさせていただきます。
面会時間	面会時間は 09：00～20:00 といたします。受付カウンターにある面会カードに必要事項を記入の上、事務室へ提出してください。
消灯時間	21:00 といたします。
外出	事務所にお申し出下さい。所定の届出書に必要事項を記入いただき、許可により外出・外泊をしていただきます。
喫煙	防火管理上、禁止とさせていただきます。
火気の取り扱い	防火管理上、禁止とさせていただきます。
施設・設備・備品の利用	本来の使用法に従ってご利用下さい。これに反した利用方法により破損が生じた場合、弁償していただく場合がございます。
所持品・備品等の持ち込み	収納スペースに限りがあるため、記名の上、必要最小限でお願いいたします。
金銭・貴重品管理	原則自己管理をしていただきます。多額な金銭及び貴重品は所持されないようお願いいたします。
営利行為	他の利用者様にご迷惑が及ぶ行為、活動は一切禁止とさせていただきます。
宗教・政治活動	

10 苦情等申立先

○サービス内容に関する相談、要望、苦情等の窓口

当施設の入所サービスに関する相談、要望、苦情等は、下記窓口で承ります。

- ・ 苦情受付担当者 生活相談員 宮本 航大 TEL0480(53)6759(代) (受付時間 09:00～18:00)
- ・ 苦情解決責任者 施設長 工藤美賀子

当事業所以外にも下記の窓口でも受け付けております。

- ・ 第三者委員 斉藤和夫 TEL0480(52)3401
- ・ 加須市高齢者福祉課 TEL0480(62)1111 (代)
- ・ 久喜市 介護福祉課 TEL0480(22)1111 (代)
- ・ 幸手市 介護福祉課 TEL0480(42)8222 (直)
- ・ 埼玉県国民健康保険団体連合会 介護保険課 TEL048(824)2568 (直)

11 当施設が提供するサービスについての相談窓口

電話： 0480(53)6759 (09:00～18:00)

担当： 生活相談員 宮本 航大

12 公的機関窓口

- 加須市高齢者福祉課 TEL0480(62)1111 (代)
- 久喜市介護福祉課 TEL0480(22)1111 (代)
- 幸手市介護福祉課 TEL0480(42)8222 (直)
- 埼玉県国民健康保険団体連合会 介護保険課 TEL048(824)2568 (直)

日

について説明を行ない、同意を得ました。

事業者

施 設 長 工藤 美賀子 (印)

〈説明者〉

生活相談員 宮本 航大 (印)

いたしました。

利用者

住所

氏 名

印

(署名代行者)

私は、本人に代わり上記署名を行いました。私は本人の契約意思を確認しました。

住所

氏 名

